

令和6年 第11回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和6年10月7日

○議 題

- 議題1 福岡市中央区選挙管理委員会委員長の選挙について
- 議題2 福岡市中央区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 議題3 福岡市中央区明るい選挙推進協議会委員の選出について

○議 案

- 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

○報告事項

- 報告事項1 福岡市中央区選挙管理委員の異動について
- 報告事項2 福岡市中央区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

その他

- 次回開催日 令和6年10月11日（金）14：15～ 区長応接室
- 次々回開催日 令和6年10月14日（月）10：00～ 区長応接室

議題 1

福岡市中央区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和6年10月4日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名

2 選挙年月日

令和6年10月7日

(参考)

地方自治法第187条の規定による。

(委員長)

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

福岡市区選挙管理委員会規程第2条及び第7条の規定による。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

議題2

福岡市中央区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和6年10月4日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名

2 指名年月日

令和6年10月7日

(参考)

地方自治法第187条の規定による。

(委員長)

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定による。

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

議題3

福岡市中央区明るい選挙推進協議会委員の選出について

明るい選挙推進協議会委員

(参考)

福岡市中央区明るい選挙推進協議会規約による

(組 織)

第五条 協議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、報道機関、学識経験者、地域団体代表者、青年団体代表者、男女共同参画団体代表者、社会教育関係機関代表者、区選挙管理委員等とする。

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月7日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長

専決第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年10月4日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾俊見

移替えを延期する期間

令和6年10月5日から令和6年10月27日まで

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

- ・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

報告事項 1

福岡市中央区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市中央区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和6年10月7日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長

1 退職

住 所	氏 名	退職年月日
	妹 尾 俊 見	令和6年10月4日
	大古場 隆 文	令和6年10月4日
	小 林 榮 治	令和6年10月4日
	石 橋 敏 幸	令和6年10月4日

2 就任

住 所	氏 名	就任年月日
	妹 尾 俊 見	令和6年10月5日
	楠 正 信	令和6年10月5日
	大古場 隆 文	令和6年10月5日
	飯 盛 利 康	令和6年10月5日

(根拠) 福岡市区選挙管理委員会規程第6条の規定による。

(委員の異動の手続)

第6条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

報告事項2

福岡市中央区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市中央区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和6年10月7日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長

住 所	氏 名

(根拠) 福岡市区選挙管理委員会規程第2条第3項の規定による。

(委員長の選挙)

第2条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。